

電気事業についての特別措置の概要

災害救助法適用市町村において、当該地域に供給する電力会社から以下の項目について特別措置の認可申請があり、被災した需要家からいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①早収期間及び支払期限の延長（平成25年1月分まで（満了日は検針区ごとに相違））

被災した需要家の平成24年11月分、12月分及び平成25年1月分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々1ヶ月間延長する。

②不使用月の料金免除（平成25年5月まで（満了日は検針区ごとに相違））

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成25年5月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成25年5月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成25年5月末日まで）

被災した需要家が被災後、同一需要場所において臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成25年5月末日まで行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成25年5月末日まで）

従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力、時間帯別電灯、ピーク抑制型時間帯別電灯、3時間帯別電灯、低圧時間帯別電力、深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力Dおよび融雪用電力Lの被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となったものについては、平成25年5月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成25年5月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行う場合で、その申込みが平成25年5月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。